

## 介護老人福祉施設契約書

\_\_\_\_\_（以下、「入居者」といいます）と社会福祉法人桐仁会  
仙川くぬぎ園（以下、「ホーム」といいます）は、施設サービスを受けることについて、次の  
通りに契約します。

### （契約の目的）

第1条 ホームは、介護保険法令の趣旨に従って、施設サービスを提供し、入居者は、その  
料金をお支払いいただきます。

### （契約の期間）

第2条 入居者は、契約の終了事由がない限り、施設サービスを利用できます。

### （施設サービス計画）

第3条 ホームは、次の事項を介護支援専門員に行わせます。

- ①入居者への適切な施設サービス計画は、入居者の意向を踏まえて作成します。
- ②必要に応じて施設サービス計画を変更します。
- ③施設サービス計画の作成及び変更については、その内容を入居者、家族に説明し、  
同意を得て作成します。

### （施設サービスの内容）

第4条 ホームは、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。  
入居したその日から、入居者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供しま  
す。

- 2 入居者が、利用できるサービスは「重要事項説明書」の通りです。  
ホームは、その内容を、入居者及びその家族に説明します。

### （利用料金）

第5条 入居者は、第4条に定めるサービスについて、「サービス料金表」に定める自己負  
担分をホームに支払います。

- 2 利用料金は、1ヶ月ごとに計算し、入居者は翌月末日までにホームが指定する方法  
で支払います。

(利用料金の変更)

- 第6条 ホームは、入居者に対して、介護保険給付体系の変更又はサービス体系に変更があった場合、サービス利用料金の変更をすることができます。
- 2 入居者が、料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく「契約書別紙」を作成し、お互いに取り交わすこととします。
  - 3 入居者は、料金の変更を承諾しない場合には、この契約を解約することができます。

(契約の終了事由)

- 第7条 入居者は、いつでも申し出ることにより、この契約を解約することができます。
- 2 ホームは、次の事由にあてはまる場合、入居者に対して、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
    - ①入居者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく連続して3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
    - ②入居者が、病院に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合
    - ③入居者が、ホームやサービス従業者または他の入居者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行い、その状況の改善が認められない場合
    - ④入居者が、他入居者や職員へ暴力行為を行い改善等が認められない場合  
または自傷他傷行為がある場合、サービスの提供が困難となる場合があります。
    - ⑤医師及び病院の指示を守れない場合、サービスの提供が困難となる場合があります。
  - 3 入居者が要介護認定の更新で、非該当（自立）または要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了いたします。尚、所定の期間の日数に相当する、以下に示した金額を請求させていただきます。
    - ① 従前要介護度でのサービス料及び加算分の介護報酬額の10割。
    - ② 居室料金 2,980円×日数分
    - ③ 食費 1,800円×日数分
    - ④ 電気料金 メーター使用料分
    - ⑤ 水道料金 メーター使用料分
  - 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了いたします。
    - ①入居者が他の介護保険施設に入所された場合
    - ②入居者が死亡された場合
    - ③やむを得ない事情により施設を閉鎖する場合

(安全配慮の義務)

- 第8条 ホームはサービス提供するにあたり、入居者の生命・身体・財産の安全に配慮します。
- 2 ホームはサービス提供にあたり、入居者または他の入居者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。
  - 3 ホームで作成して保存している入居者の記録について、いつでも開示しております。また実費にて複写することもできます。

(損害賠償責任)

- 第9条 ホームは、サービスの提供にともなって、ホームの責めに帰すべき事由により入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。ただし、入居者に故意又は重大な過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況から相当と認められたときに限り、過失割合に応じて損害賠償を減じることができるものとします。

(居室内備品の損耗)

- 第10条 入居者の故意・過失、通常を越える使用により居室備品が消耗、破損したときは、原状回復・補修費用は入居者の負担となります。

(代理人〔保証人〕)

- 第11条 代理人〔保証人〕は、本契約に基づく入居者のホームに対する利用料などの経済的な債務につき、入居者と連帯してその履行の責任を負います。
- 2 代理人〔保証人〕は、前項の責任のほか、次に定める責任を負います。
    - ①入居者が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申込、費用負担などその入院手続を円滑に遂行すること
    - ②入居者が死亡した場合、その他契約が終了した場合に速やかに、遺体及び残置品の引取りなど必要な処理を行うこと(残置品に関しては居室以外の一時保管場所にて保管。翌日には他者の入居する事もあります。)
  - 3 入居者は、社会通念上、代理人〔保証人〕を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができます。
  - 4 ホームは、入居者に代理人〔保証人〕などがいない場合において、本契約終了後に残置品その他の処理を行う必要がある場合には、自己の費用で入居者の残置品を処分できるものとします。その費用については、入居者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭から差し引くことができるものとします。また、入居者が死亡後、20日間を経過しても残置品の処理が行われない場合も同様となります。

(本契約に定めのない事項)

第 12 条 入居者およびホームは、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

上記の契約を証するため本書 2 通を作成し、入居者、ホームが署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日：令和 年 月 日

---

契約者氏名

【 事業者 】 (事業指定番号：東京都指定 第 0000000000 号)  
(ホーム名) 社会福祉法人桐仁会 特別養護老人ホーム 仙川くぬぎ園  
(住 所) 東京都調布市入間町 2-28-33  
(代表者名) 理事長 杉崎海陽 印

【 入居者 】

(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ 印

【 代理人 (保証人) 】

(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ 印

入居者との関係 ( )